

□ 今月のことば □



非弁理士活動と公益目的

副会長 石田 喜樹



本会初めての女性会長である下坂会長を補佐する副会長の一人として、一年間粉骨砕身頑張りますので、ご支援の程宜しくお願い申し上げます。

さて、副会長の先陣を切って執筆することになりました。本来ならば今月号は総括副会長の出番なのですが、ご承知の通り再選挙による選出直後ですので、登録順ではありますが名誉なことと思いき受けしました。とはいうものの4月1日にスタートしたばかりで当面格別な題材は思い立たず、困惑しておりましたら、「判例時報」に昨年本会が訴えられた事件についての評釈が掲載されましたので、これを機に、本会が被告となった2つの民事事件を紹介し、「今月のことば」とさせていただきます。

昨年弁理士会が被告となった訴訟事件について2つの控訴審判決がありました。

1つは、「知的所有権（著作権）登録」を巡る事件で、当会が「知的所有権（著作権）登録」と称する商法を行っている者を刑事告発し、マスコミ報道したことに対して、それらの行為は被告発者の名誉を毀損するものであると当会に対し損害賠償を請求してきた事件（平成14年（ネ）第647号損害賠償等請求控訴事件／東京高裁第17民事部・平成14年5月15日判決）であり、もう1つは、弁理士法第75条に違反する所謂「非弁理士活動」を巡る事件で、ホームページに「知的財産権管理コンサルタント」の表題のもと商標登録出願の代行料金を弁理士費用と対比して掲載、宣伝していた業者に対し、当会の業務対策委員会が「非弁理士活動」に該当するので即刻中止するよう警告書を送付したことに端を発し、当該一連の警告行為は被警告会社の代表者を脅迫する違法な行為であると当会に対し損害賠償を請求してきた事件（平成14年（ネ）第3859号損害賠償請求控訴事件／東京高裁第14民事部・平成14年11月28日判決）であります。

前者については、「……このような事情の下では、社会通念上、発明やアイデアの工夫に関心を抱きあわよくば一獲千金をと夢見ている一般読者の中には上記のような錯誤に陥って本件登録に及ぶ者があることを控訴人らは認識していたものと推認するのが相当というべきである。……控訴人らの上記認識を評価すれば控訴人らに詐欺の故意があったと認定することは十分可能というべきである。したがって、本件登録商法が詐欺商法であることの真実性の証明があったものというべきであるし、仮にこの点を措いても、少なくとも被控訴人において本件告発及び本件記者発表における上記詐欺行為の摘示事実が真実であると信じたことについて相当の理由があるというべきである。」と、「知的所有権（著作権）登録」商法は詐欺の可能性が高く被控訴人がそのように信じたことに相当の理由があるとして控訴を棄却しました。

また後者についても、「……その代行の方法は、願書等には作成者として出願人本人のみを記載し、形式的には控訴人が代理人として表示されないものであるが、実際には控訴人が報酬を得て商標登録出願の手続等を本人に代わって行うものであるから、弁理士法75条の上記趣旨に照らし、同条が禁止している代理に該当し、同条に違反するものというべきである。」「……という当コンサルタントの代行サービスという業務は、特許事務所の中で働くベテラン従業員の状況と同じである旨を同じホームページで説明している。ここに説明されている控訴人の代行サービスの内容は、弁理士法75条が禁止している政令で定める書類の作成を業務とすることに該当し、この点でも同条に違反するものというべきである。」と、当会委員会が警告書を送付し「非弁理士活動」の中止を求めたとしても何ら違法ということはず、その警告が刑法の脅迫罪や強要罪に該当するものではないとして控訴を棄却しました。

以上の判決は極めて妥当なものであろうかと思いますが、いずれの判決もその理由中において弁理士が果たす公共性について言及しています。

つまり、前者においては、「なお、控訴人らは弁理士には知的財産権の適正な保護及び利用の促進に資するべき役割などないというが、弁理士法1条は同法の目的を『弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、

工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資すること』と明記しており、弁理士が上記の役割を負っていることは同法条の趣旨に合致する合理的な解釈というべきである。加えて、昨今の知的財産権の保護に関する法的整備の重要性の高まりを考えると、その分野における専門性を付与されている弁理士に単に自己の業務の遂行だけでなく、公的な視点に立って上記のような役割を果たすことへの期待とこれに応えるべき責任が求められていると解することは何ら異論はないはずであり、その根拠を同法条に求めることも何ら問題とするには当たらない。」とあり、後者においては、「弁理士法75条の趣旨は、特許、実用新案、意匠、商標等に関する出願等の権利発生に直接関わる手続については高度の専門的知識が必要とされることから、その出願等の手続を行う者の利益を保護し、また、それらの手続が適正円滑に行われることによる公共の利益を保護するため、第三者が報酬を得る目的で業として上記の手続等を行い、あるいは一定の書類を作成するに当たっては弁理士の資格を有することを必要とし、その資格を有しない者がこれを行うことを禁止したものということができる。そして、第三者が出願人本人のために出願等の手続を行う場合には、代理の形式をとるのが一般的であることから、一定の資格を有しない者が出願人本人を代理して行うことを禁止したものである。したがって、弁理士法75条の上記趣旨からすると、同規定で禁止されている行為の中には、形式的に出願人本人の代理人であることを表示して行う出願等の手続の代理だけでなく、形式的には、出願人本人の名義で行う出願等の手続であっても、第三者が実質的に出願人本人に代わって出願等の手続を代行する場合も含まれると解するのが相当である。」と判示しています。

もとより弁理士法75条は、弁理士又は特許業務法人でない者が業としてすることができない手続を、即ち弁理士の独占業務を規定したものであります。しかしこの独占業務も、出願人たる国民の利益を保護することつまり権利取得を円滑、確実にすることや、それら権利取得に関する手続が国の事務処理に関わる公共性の高いものであることから手続自体も円滑、適正に行われなくてはならないという要請等、公共の利益を保護することに裏付けされたものであって、決してギルド的な利益追及のためのものではありません。したがって弁理士は、弁理士法3条に「弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と規定されているように、その職務の遂行に当たっては常に品性を保持し、業務に関する専門的知見を高め、公正、誠実な立場で業務を行うことによって、国民の信頼に応えることが必要とされている一方、所謂「非弁理士活動」にも注意を払い、国民が「非弁理士活動」によって不利益を蒙らないよう、また特許庁がそれらによって円滑な事務処理が損なわれないよう監視することが要請されているのであります。そういった意味において弁理士法75条の適用は我々弁理士の職域保護の観点からだけではなく、広く公益的見地からも検討されなくてはならず、前記2つ目の判決は今後の本会業務対策委員会の活動（弁理士法79条の告発等）に勇気と指針を与えてくれたものといえます。

更に、前記1つ目の判決は、弁理士の役割について、弁理士法1条の規定を根拠にして、「工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資するべき」役割を負っているとし、更に弁理士は単に自己の業務の遂行だけでなく、公的な視点に立って上記のような役割を果たすことへの期待とこれに応えるべき責任が求められていると判示しています。かかる判示内容は、弁理士は工業所有権の取得という従来からの業務だけではなく、これらを積極的に活用して収益を生み出すためにライセンス等の権利を活用することや、日本知的財産仲裁センターによる解決を含む紛争の処理に至るまで一貫して関与し、知的創造サイクルを構築する一翼を担うべしという、弁理士に対する力強いメッセージのように思えてなりません。

これら2つの判決を鑑みると、弁理士又は弁理士会は、前記弁理士法75条違反の「非弁理士活動」に限らず、直接「非弁理士活動」に該当しなくても、知的財産権に関わる事案であって国民が不利益を蒙る虞れがある事件所謂「知的財産犯罪」については、公共の利益を保護する観点から何らかの措置を講じることを期待されており、またそれができる唯一の機関であることを示唆しています。昨今弁理士の社会貢献が取りざたされていますが、かかる「非弁理士活動」や「知的財産犯罪」から国民を守る活動も弁理士の社会貢献の1つであることを強く認識しておきたいと思えます。そんな意味からもこれらの判決は、本会業務対策委員会等の地道な活動が評価され、またそれらが弁理士の公共性によって裏付けられた極めて意義のある判決であり、且つ弁理士への期待と、弁理士の将来を示唆した判決であるといえるのではないのでしょうか。

尚、これら二つの事件はいずれも判例時報（No.1800 P37～/No.1810 P68～）に掲載され、名誉毀損事件、弁理士法の解釈を巡る事件として注目されたようであります。